宣誓・同意書

「神戸市経営改善計画策定促進補助金」を申請するにあたり、下記の事項について宣誓又は同意します。

記

- (1) 虚偽の申請を行った場合又は虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合に経営改善計画策定促進補助金の交付を受けることを辞退し、既に経営改善計画策定促進補助金の交付を受けていた場合は速やかに返還すること
- (2) 今後も事業を継続する意思があること
- (3) 神戸市が実施する関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (4) 神戸市市税条例に定める市税に滞納および未申告の税額がないこと
- (5) 令和4年4月以降に兵庫県中小企業活性化協議会へ早期経営改善計画支援事業および 経営改善支援事業の利用申請を行っていること
- (6) 兵庫県中小企業活性化協議会から認定支援機関にまたは信用保証協会から受給している早期経営改善計画または経営改善計画に係る補助金を不正受給等の理由により返還を求められた場合は、経営改善計画策定促進補助金を返還すること
- (7) 申請者(代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、「暴力団¹」、「暴力団員²」又は「暴力団等と密接な関係を有する者³」(以下、「暴力団等」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。併せて、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。また、神戸市が警察に照会することに同意すること
- (8) 申請及び交付に関する情報を、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察、 税務署その他の行政機関に共有することに同意すること
- (9) 本事業の適切な執行を含む正当な理由において、申請者の市税情報を利用することおよび兵庫県中小企業活性化協議会へ早期経営改善計画または経営改善計画に係る補助金の申請情報および審査情報に関して照会することに同意すること
- (10) 経営改善計画を策定した場合において、信用保証協会から同計画に対する補助金を受けているにも関わらず、同協会から同計画に対する補助を受けていないようにみせかける申請をしないこと
- (11)経営改善計画を策定した場合において、信用保証協会から同計画に対する補助金を受けていない場合は、今後も信用保証協会から同計画に対する補助金を受けないこと
- (12) 本宣誓書に記載している事項の他、神戸市経営改善計画策定促進補助金交付要綱の規 定に従うこと

令和 年 月 日

神戸市長あて 法人名(法人の場合のみ)

代表者又は個人事業者等の氏名

¹ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 23 年 3 月 29 日条例第 29 号)第 2 条 第 1 号に規定する暴力団

² 同条第2号に規定する暴力団員

³ 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年 3 月 8 日公安委員会規則第 2 号)第 2 条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者